

お気軽に内閣府にお問合せください

～提案検討補助シート～

提案募集方式に関するご相談・お問合せは、いつでも受け付けています。どのようなものが提案募集方式の対象になるか、どういった方法であれば解決できる可能性があるか等、ご担当者様とのやり取りを通じて丁寧にアドバイスをさせていただきます。まずは下記を整理しつつ、内閣府地方分権改革推進室までお気軽にご相談ください。

●どのような支障(課題)に直面しているか

行政機関の窓口での利用者の声、事業者とのやりとりで出てきた話など、日々の業務を遂行していくなかで気づいた支障について、「現にこうした支障が生じている」ということを、具体的に、説得力のあるかたちで示していただくことが重要となります。提案される際は、これらの支障事例をできるだけ具体的に整理してください。なお、説得力のある支障事例の類型については、P.12に詳しく記載していますので、参考にしてみてください。

<現在生じている具体的な支障事例>

●その支障は提案募集方式での解決が見込めるか

国・地方の税財源配分や税制改正に関する提案、国の予算事業の新設に関する提案などについては、原則提案募集方式の対象となりません(P.9参照)。また、過去、すでに同様の提案がなされ、一旦議論が決着しているかもしれない。このため、

- ・当該支障が生じる原因となっている法律、政省令、通知等の根拠は何か
- ・過去に類似の提案がなされていないか(提案されている場合、新たな情勢変化等があるか)

を、インターネットや「提案募集方式データベース」(P.13参照)などでチェックしておくことで、効率的に整理が進められます。ぜひご活用ください。

<支障の原因となっている規定(法律、政省令、実施要綱など)>

<求める措置(提案)の内容>

→(チェック) 過去に類似の提案がなされていない(過去に提案されているが、新たな情勢変化がある)
「国・地方の税財源配分や税制改正」、「予算事業の新設提案」等ではない

●他の地域ではどうしているか

近隣の地域等で同様の支障が生じているかなど状況を把握しておくことは、複数団体での共同提案化による説得力の補強の可能性など、様々な面でとても効果的です。地域同士の日頃の「つながり」を活用して、提案の「磨き上げ」に取り組んでみてください。

問合せ先



内閣府 地方分権改革推進室(地方支援担当)

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

TEL: 03-5253-2111